

# 和歌山県立医科大学医学部同窓会定款

昭和 45 年 4 月	制 定
平成 10 年 10 月	改 訂
平成 11 年 10 月	改 訂
平成 20 年 10 月	改 訂
平成 21 年 9 月	改 訂
平成 29 年 9 月	改 訂
令和 元年 6 月	改 訂

## 第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は、和歌山県立医科大学医学部同窓会と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、事務所を和歌山市紀三井寺 8 1 1 番地 1、和歌山県立医科大学内に置く。

(支部)

第 3 条 本会は、理事会の議を経て支部を設置することが出来る。

(目的)

第 4 条 本会は、和歌山県立医科大学と連携を保ち、医学の振興に寄与すると共に、母校の発展と会員相互の向上発展ならびに親睦扶助を図ることを目的とし、その目的達成のため、次の事業を行う。

- 1 医学ならびに医療に関連する諸問題の研究会
- 2 学事の奨励
- 3 会員名簿及び会誌の編纂
- 4 会員の向上発展ならびに親睦、扶助
- 5 広く住民の保健福祉の向上発展を図るための事業
- 6 その他本会の目的達成のため適当と認めた事業

## 第 2 章 会員

(種別)

第 5 条 本会の会員は、次の各項に定めた者をもって構成する。

### 1 正会員

和歌山県立医科大学医学部（和歌山県立医学専門学校を含む）の卒業生。

### 2 特別会員

他大学出身で、本学に在籍し、本会の主旨に賛同して入会を希望し、理事会の承認を受けた者。

退職後も希望があれば、引き続き特別会員となることができる。

### 3 学生会員

本学医学部入学の学生。

### 4 名誉会員

本学および本会に特別功労のあった者で、理事会の承認を受けた会員。

(入会)

第6条 本会に入会しようとする者は、本会の事務所を通し会長に申し込まなければならない。

(入会金および会費)

第7条 本会会員は所定の入会金および年会費を納めなければならない。但し、納入額については別に定めるところによる。

2 入会金は、入学時または入会時に銀行口座振込又は現金にて納入する。

3 年会費は、毎年度に請求し、銀行口座振込、口座振替又は現金にて納入する。

(住所等の変更)

第8条 会員は、住所、氏名および勤務先等に変更を生じた場合は速やかに本会に通知しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 本会の会員は、次の事由によりその資格を失う。

1 物故者

2 退学者

3 本会の名誉を著しく傷つけ、理事会、総会において除名された者。

第10条 会員が本会の資格を失った場合は、既納の入会金並びに会費はこれを返還しない。

## 第3章 役員および職員

(種別及び定数)

第11条 本会に次の役員をおく。但し、役員は正会員で構成する。

1 会長 1名

2 副会長 2名

3 理事 若干名

4 監事 2名

2 会長、副会長および監事は理事会において、理事の中より互選、推薦により選出し、総会の承認を得なければならない。

(任期)

第12条 役員は任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じた場合は、補充を行う。その任期は、前任者の残任期間とする。

- 3 役員はその任期満了後であっても、後任者が就任するまで、その職務を行う。
- 4 役員の任期の起算は、4月1日とする。
- 5 役員が本会の役員たるにふさわしくない行為があった場合、また特別の事情がある場合は、その任期中でも理事会および総会の決議により会長がこれを解任することが出来る。

(職務)

第13条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を組織し、定款および総会の決議に基づき、本会の業務を執行する。
- 4 監事は、会務および財産状況を監査する。

(報酬)

第14条 本会の役員には、報酬を支給しない。

(顧問)

第15条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、総会の議決を経て、会長が委嘱する。
- 3 顧問の任期は、会長の任期による。
- 4 顧問は、会長の求めに応じ意見をのべることができる。

(職員)

第16条 本会の事務を処理するため、職員を置くことが出来る。

- 2 職員は、理事会の承認を経て、会長が任免する。
- 3 職員は、有給とする。

#### 第4章 支部長および評議員

(支部長)

第17条 支部長は各支部を統括し、支部の事業を遂行、評議員の選出に協力する。

- 2 各支部長は、支部に所属する正会員の中より互選、推薦により選出する。
- 3 支部長は、本会の理事となる。
- 4 各支部には、副支部長を置くことが出来る。
- 5 副支部長は、支部長に支障がある場合、職務を代行する。但し、理事会では決議権を有しない。
- 6 支部長、副支部長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 7 副支部長は、本会の評議員の中より選出する。

(評議員)

第18条 本会には、正会員より選出された評議員を置く。

- 2 評議員は評議員会を組織し、理事会の諮問に応じ、重要案件の協議に参画する。
- 3 評議員は各卒業年度毎に1名を、また支部においては別に定める定数の評議員を支部長の推薦または正会員の互選、推薦により選出する。
- 4 評議員の任期は2年とし、再任を妨げない。

## 第5章 会議

### (総会)

第19条 総会は、通常総会および臨時総会の2種とする。

2 通常総会は、毎年1回会計年度終了後3カ月以内に会長が召集する。

3 臨時総会は、理事会の決議により、または監事が必要と認めたとき、さらに会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により召集の請求があったとき、20日以内に、会長が召集しなければならない。

第20条 総会の召集は、会員に対し、少なくとも10日前にその会議で審議すべき事項、日時および場所を記載した書面をもって通知しなければならない。

第21条 総会において次の事項は、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告および収支決算
- (2) 事業計画および収支予算
- (3) 財産目録
- (4) 入会金並びに会費の額および徴収方法に関する事項
- (5) 役員を選任
- (6) その他理事会において必要と認めた事項

第22条 総会の議長、副議長は、会長が任命する。

第23条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ議事を議決することが出来ない。但し、当該議事につき書面または他の会員を代理人として表決を委任することが出来る。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第24条 総会に議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 会員数および出席者数（委任者数）
- (3) 審議事項および決議事項
- (4) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には議長およびその会議で選任された議事録署名人2人以上が、署名、押印し保存しなければならない。

第25条 総会の要項および決議事項は、全会員に通知する。

(理事会)

第26条 理事会は、理事をもって構成し、毎年2回以上開催、会長がこれを召集する。

2 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 現在理事数の3分に1以上から会議の目的たる事項を示して請求のあった場合

(3) 監査上疑義があり、監事から召集の請求があったとき。

(4) 臨時理事会の招集は、とくに(2)、(3)号に該当する場合は20日以内に行わなければならない。召集の日時、場所および審議事項は書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

第27条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を決議する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の決議した事項の執行に関する事項。

(3) その他総会の決議を要しない会務の執行に関する事項。

第28条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

第29条 理事会については、第23条から第25条までの規定を準用する。

(評議員会)

第30条 評議員は、会員を代表し、評議員会を組織し、定款に定める事項を審議する。

2 会長が、これを召集し、総会前に開催することを原則とする。

3 評議員会には、評議員の互選、推薦により議長1名、副議長1名を選任する。

4 会議は、評議員数の2分の1の出席をもって成立する。ただし、委任状をもって出席とみなす。

5 議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

第31条 臨時評議員会を会長は理事会の議を経て召集することが出来る。

2 緊急を要し臨時評議員会を開催できない場合は、通信によりこれを議決することが出来る。

第32条 評議員会決議事項および総会報告事項は下記の事項とし、承認又は決議を経て、総会に報告しなければならない。

(1) 事業報告および決算

(2) 事業計画および予算

(3) 財産目録

(4) 入会金並びに会費の額および徴収方法に関する事項

(5) 役員を選任

(6) その他重要事項

(委員会)

第33条 本会に、委員会を置くことができる。

2 会長、副会長、若干名の正会員をもって構成する。

第34条 委員会は、理事会から委任された事項を検討、決議する。

第35条 委員は、会長が任命し理事会の承認を経なければならない。会の招集は会長が行う。

## 第6章 資産および会計

第36条 本会の資産は、理事会の決議により会長が保管する。

2 資産のうち現金は、理事会の決議により確実な有価証券を購入するか、定額郵便預金とするか、確実な信託銀行に信託するか、もしくは定期預金として会長が保管する。

第37条 本会の事業遂行に要する費用は、入会金、年会費および寄付金をもってこれにあてる。

第38条 本会の収支決算書は毎会計年度終了後3カ月以内に作成し、事業報告、財産目録、会員数、および会員の異動状況書とともに監事の意見をつけて、理事会、評議員会および総会の承認をうけなければならない。

第39条 本会の収支決算に余剰金があるときは、理事会、評議員会および総会の承認を受けて翌年に繰り越すものとする。

## 第7章 定款の変更および解散

第40条 この定款は、理事会、評議員会および総会出席者の3分の2以上の決議を経なければ変更することが出来ない。

第41条 本会の解散は、理事会、評議員会および総会出席者の4分の3以上の決議を経なければならない。

第42条 本会の解散に伴う残余財産は、理事会、評議員会および総会出席者の4分の3以上の決議を経て、本会の目的に類似の目的を有する公益事業に寄付するものとする。

## 第8章 附 則

第43条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終えるものとする。

第44条 この定款についての細則および会費徴収規定は、理事会、評議員会および総会の決議を経て別に定める。

## 定款細則

### 第1章 支部

#### (支部)

第1条 定款第3条による支部は次の通りとする。但し、必要に応じ理事会の決議を経て増減することが出来る。

医科大学、和歌山市、海南・海草、橋本・伊都、那賀、有田、御坊・日高、田辺・西牟婁、新宮・東牟婁、南大阪、大阪、兵庫県、中国、四国、北信越、関東、京都・滋賀、奈良、北海道・東北、中部、九州・沖縄。

第2条 上記支部に所属しない会員は近隣支部へ加入を申し出ることが出来る。  
(会員の異動)

第3条 支部会員の異動、入会者については事務所よりそれぞれの支部に連絡する。

### 第2章 役員を選出

#### (理事)

第4条 理事は各期評議員の中から20名を、各支部評議員の中から20名を会長が推薦する。

2 支部長は理事となる。

3 理事は総会の承認を得なければならない。

#### (評議員)

第5条 本会に評議員をおく。選出人数および方法は以下の通りとする。

2 各卒業年度別評議員は年度毎に1名を互選、推薦により選出する。

3 支部評議員の選出は各支部においては、別に定める定数の評議員を支部長の推薦又は各支部の正会員の互選、推薦により選出する。

4 支部評議員の定数は正会員100名以下の支部では2名、101～200名では3名、これ以上の人数では100名につき1名を増員する。

5 評議員の任期は2年とし、再任を妨げない。

6 評議員の選出は、改正年の2月末日までに正会員数に基づいてこれを行い、速やかにその結果を会長に報告しなければならない。

7 定数等の変更は、理事会、評議員会および総会の決議を経て行う。

### 第3章 会費等徴収規定

第6条 本規定は、定款第2章第7条の規定により会費等について次の通り定める。

1 入会金 30,000円

入会金は入学時または本会に入会した時点で銀行口座または現金にて納入することとする。

2 年会費 5,000円

会費は、毎年度請求し、銀行口座振込、口座振替または現金にて納入する。

3 会員の入会金および年会費については、次の通りとする。

正会員は入会金および年会費を徴収する。

学生会員、名誉会員は年会費を徴収しない。

特別会員は年会費のみ徴収する。

4 以下の場合には、会費を免除することが出来る。

(1) 会員が長期療養のため医師活動が不可能な場合で、診断書を提出し、理事会において会費納入不可能と認めた場合。

(2) 会員が80才に達し、本人の申し出があった場合。

### 第3章 慶弔規定

第7条 本学教授で定年退職の場合は、感謝の意を込めて記念品を贈る。

2 会員中破格の栄誉を受けたものは、会報に掲載し、祝意を表す。

3 会員が逝去した場合は、その旨を速やかに事務所に連絡し、会長が会葬するか、弔電、供花等により哀悼の意を表す。

### 第4章 細則の変更

第8条 この細則は、総会の承認を経なければ、これを変更出来ない。

#### 附 則

この定款細則の一部変更は、通常総会で決議した日（令和元年6月15日）から施行する。